

## 中卒者に対する講習の見直しに当たっての考え方

- ① 養成施設の入所資格を中卒者から高卒者へ引き上げた平成7年の改正は、理容師又は美容師に対する高度な技術とさらなる衛生水準の維持向上の図るためのものであること
- ② 中卒者に対する講習は、必修課目の授業を補助するために設けられていること
- ③ 当該講習が養成施設に入所しようとする中卒者の障壁となってはならないこと
- ④ 講習内容の緩和により、必修課目についていけず、十分な知識の習得ができない結果、国家試験に合格できない生徒が増えることは避ける必要があること

については、上記を踏まえた上で講習を緩和することとした場合、その具体的な方法として、例えば、以下の選択肢が考えられる。

### 1 講習課目の見直し

対 象 者	見 直 し の 方 法
中学校卒業 者	案① 現代社会を削除し、化学、保健の2課目を義務付け
高等学校中退者	案② 現代社会、化学、保健の3課目から、入所試験の状況及び必修課目の習得状況を踏まえて、2課目以上を選択

### 2 個人の学力に応じた見直し

対 象 者	見 直 し の 方 法
中学校卒業 者	個別の入所資格審査により、個々の講習課目について、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、当該講習科目を免除又は当該講習課目の時間数を緩和することができる
高等学校中退者	個別の入所資格審査及び高等学校の履修状況により、個々の講習課目について、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、当該講習科目を免除又は当該講習課目の時間数を緩和することができる
18歳に達している者	個別の入所資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、講習を免除することができる(現行)